

社記

勿論なり若しも陛下の信任し賜ふ宮内官吏の行を
するは極端と譲し奉るに同じとならば陛下の信任し玉
ム内閣與其他の官吏の非行を尋ぐるも恐れ多き次第にして
して陛下の裁可し玉ひたる法律命令を是非するも亦不
忠と云はざる可らず彼の新聞雜誌に列記したる非行な
す其場合に於て所謂君側を薄むるの誠意を以て其非行
と譲するものあらば之を不忠と云ふ可き乎日本國民は
今後斯の如き非行と實際には犯すもの萬なしと云ふ人可
都て忠義の化島なり帝座を累はし奉らんと欲するもの
が其場合に於て所謂君側を薄むるの誠意を以て其非行
を譲するものあらば之を不忠と云ふ可き乎日本國民は
忠義の化島なり帝座を累はし奉らんと欲するもの
は一人もある可らず宮内官吏が日夜奉公して帝室の尊
榮を祈り奉るも新聞雜誌が官吏の非行と認むる所の如
のを論難して陛下の威徳を光さんとするも其心は一の
み忠義に厚薄はある可らず左れば彼の記事の如き果して
無根の罵謔諷諭ならんには其筆鋒の速する所は單に
宮内官吏に止まりて其以上に趙文ざるが故に解に之を
取消さしめ成はば薄々其無實を辨じ又成は其立旨に論難
の罪ありて訴へられなば律に照らし之を罰して事足る
可きに然るに豫て現政府を悦ばざるものは以て好機乘
ず可しと爲し其聲を大にして漫に大不敬な等の語を奏
び獨り忠義顧して他を羈り政府に處分を迫りし其目的
の所在は間はずして明なり又世間に傳ふる所に據れば
宮内官吏は彼の文章を以て不忠の文字と爲し政府に向
て行政處分の断行を促がし時々裏に忠義をも仰ぎ奉るの
ものにして即ち帝室を政治の風雲中に巻き込まんとする
ものなり我輩は彼の論文の趣旨を汚し奉らんことを
恐るよりも寧ろ其餘波たる爭論の筆舌みそ忌まほし
きものなれど深く之を憂ふるものなり